

大刀洗町下水道排水設備工事の手引

令和5年2月改訂版

大刀洗町建設課

一 目 次 一

1. 責任技術者について 2 頁

2. 指定工事店について 3 頁

3. 排水設備の計画・施工・竣工検査等について 5 頁

4. 排水設備の設置及び構造上の基準 6 頁

5. 図面の作成要領 10 頁

- 提出用の様式については変更になっている場合がありますので、大刀洗町のホームページから「下水道の様式集」の様式を確認のうえ提出してください

様式入手方法

- 大刀洗町のホームページ(<http://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/>) を開いてください。
- 画面左側 ◎お役立ちメニューの中の△申請書ダウンロード をクリックして下さい。
- 申請書ダウンロードの画面が出たら、
→ 分野で検索する の中の □下水道をチェックして下さい。
次に、【検索を開始する】ボタンを押すと 「下水道の様式集」が出てきます。

責任技術者について

1 責任技術者の登録受付期間と有効期間

受付期間 年1回1月予定（変更有り）
有効期間 4月1日から5年間を超えない範囲

2 責任技術者の責務

- (1) 下水道に関する法令、大刀洗町下水道条例、及びこの手引き等に従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む）を行うこと。
- (2) 工事竣工時の完了検査に立ち会うこと。

3 異動に関する事項の届出義務等

責任技術者は、氏名、住所及び勤務先等に異動があったときは、直ちに下水道排水設備工事責任技術者 住所・氏名・勤務先 変更届（様式第13号）に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、届け出ること。

責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書（様式第14号）を町長に提出し、再交付を受けること。（紛失等により再交付を行う場合は手数料 500円が必要となります。）

責任技術者は、登録を取り消されたとき、若しくは登録の効力を一時停止されたときは責任技術者証を返納しなければならない。なお、効力の停止等と合わせて、過料を科すこともあります。

大刀洗町下水道条例施行規則（抄録）

（登録の取消し又は一時停止）

第24条 町長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し又は1年間を超えない範囲内にお

いて、登録の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき

(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適当と認めたとき

4 登録の更新

登録更新を受けようとする責任技術者は福岡県下水道協会が実施した更新講習会を受講すること。

指定工事店について

1 指定工事店の指定要件

- (1) 大刀洗町排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 指定取消処分を受けた場合は、その処分の日から2年以上経過していること。
- (3) その他、指定の欠格条項に該当しないこと。
- (4) 営業所在地の市（町村）税を滞納していないこと。
- (5) 排水設備工事に必要な設備及び器材を有していること。

2 指定工事店の指定申請受付期間と有効期間

受付期間 年1回2月予定（変更有り）
有効期間 4月1日から5年間

3 指定要件・欠格条項及び異動等に関する事項の届出義務

- (1) 指定要件を欠くに至ったときは、また指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようするときは、直ちに下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書（様式第9号）を提出して下さい。また、届出が無くても、建設課で指定要件の欠格を確認した場合、指定を廃止します。
- (2) 次の各号に該当することとなったときは、下水道排水設備指定工事店変更届出書（様式第10号）または下水道排水設備工事専属責任技術者名簿（様式第6号）を提出して下さい。
(紛失等により再交付を行う場合は手数料1,000円が必要となります。)
 - ① 組織の変更
 - ② 代表者の異動
 - ③ 商号の変更
 - ④ 営業所の移転
 - ⑤ 専属する責任技術者の異動
 - ⑥ 住居表示・電話番号の変更

4 指定工事店の責任・指定取消し又は一時停止

指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則並びにこの規則その他町長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- (1) 指定工事店は、工事完了検査の結果、不良と認められた箇所については、町長が指定する期間内にこれを改造（手直・改善）しなければならない。
- (2) 指定工事店は、検査に合格した後でも1年以内において、自己の工事に係る排水設備等に故障を生じたときは、無償でこれを修理しなければならない。
ただし、不可抗力、又は使用者の責めに起因するときはこの限りでない。
- (3) 指定工事店が（2）による改造、又は修理を行わないとき、町長は、他の指定工事店に命じてこれを施工させ、その費用は前指定工事店の負担とする。
- (4) 町長は、指定工事店が違法行為を行うか、指定工事店として不適当と認めたときは、指定を取り消し、または1年間を超えない範囲内において指定の効力を停止することができます。なお、効力の停止等と合わせて、過料を科すこともあります。

大刀洗町下水道条例施行規則 (抄録)

(指定取消し又は一時停止)

第16条 (中略)

2 町長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は1年間を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不適当と認めたとき。

5 指定工事店の遵守事項

(1) 工事施工の申込を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。

また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限、その他の必要事項を明確に示さなければならぬ。

(3) 工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わしてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(5) 工事は、排水設備等工事計画確認申請書（様式第1号）により町長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。

(7) 災害緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するように努めなければならない。

排水設備の計画・施工・竣工検査等について

1 排水設備等の計画確認申請書（新設・増設・改築）

（1）排水設備等の工事を行おうとする者は、実施する前に町長に申請して、その確認を受けなければならない。

排水設備の申請は、既設利用、新設を問わず器具から最終まで全てが対象となります。

なお、既設を利用する際は、指定店、責任技術者として、既設の排水管、ますが使用に耐えるものであると判断したうえで工事を計画してください。

【申請書類】

- ① 排水設備等工事計画確認申請書（様式第1号）
- ② 位置図
- ③ 計画図（平面図・縦断図）
- * 誓約書（アパート、賃貸住宅の場合）（P. 20）
- * 下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（対象者のみ）
- * 助成金交付申請書（対象者のみ）

（2）計画確認申請で計画確認後、確認書を交付する。

2 工事の施工に関する留意事項

（1）排水設備等の工事は、確認書を受け取った後に、着手しなければならない。

なお、条件を付与された場合は、計画を見直すなど適切に対応すること。

（2）確認書とともに預貯金口座振替（振込）依頼書を交付するため、当該依頼書を施主、または使用者に渡すこと。

3 工事の完了・竣工検査

（1）工事が完了したときは、工事完了した日から5日以内に、町長に届け出て、検査を受けなければならない。

排水設備の検査は、既設利用、新設を問わず器具から最終まで全てが対象となります。

【提出書類】

- ① 排水設備等工事完了届（様式第2号）
- ② 位置図
- ③ 竣工図（平面図・縦断図）
- ④ 工事写真
- ⑤ 下水道施設の使用（開始・休止・廃止・再開）届（様式第16号）
※使用を開始・休止・廃止・再開したときは、遅滞なく町長に届出なければならない。
- * 預貯金口座振替（振込）依頼書（口座振替を希望される場合）
- * 助成金交付請求書（対象者のみ）

（2）工事完了検査に合格したときは、章票を交付する。

（3）一般世帯で、住民票に記載された人員数と実態が異なる場合は、下水道使用料に係る世帯人員変更届出書を提出すること。完了後、速やかに提出がない場合は、住民票の人数にて下水道使用料を算定します。

（4）既設排水施設を部分的に利用した場合などで、施工基準に適合しない場合は手直しの対象となります。ただし、所有者の要望により手直しを行わない場合は維持管理誓約書の提出を行うこと。

排水設備の設置及び構造上の基準

※ この手引きは、工事を施工されるに際し、責任技術者または指定工事店として、知つておかねばならない主なことをまとめたもので、詳細については建設課へお問い合わせ下さい。

1 計画・設計の注意点

(1) 事前調査

設計にあたっては、次の事項を調査確認する。

- ア 下水道本管の深さ及び宅地内既設排水管渠の状況
- イ 土地の所有権、隣地との境界、及び地上権などの権利関係の調査及び同意等の確認を入念に行う。特に次のような場合は権利関係を十分に整理しておくこと。
 - ① 他人所有の土地に排水設備を設置する場合
 - ② 他人が設置した排水設備に接続する場合
 - ③ 他人所有の建物に排水設備を設置する場合

(2) 排除方式

- ア 自然流下方式による。（低い場合はポンプにより汚水を排除する。）
- イ 汚水は下水道取付管に、雨水は側溝等にそれぞれ放流する。
- ウ アパート等のベランダ排水は雨水排水として扱う。ただし、ベランダに洗濯機等を設置するときは、別に污水管を新設すること。
- エ 屋外に設けられる洗濯場、流し台は污水排水とし、屋根をつける等して、雨水が流入しない設備とすること。また、足洗場等も原則として污水排水とし雨水の流入を防止する。

(3) 排水設備の構造の基準

ア 管きよ

- ① 構造は暗きよとすること。
ただし、雨水のみを排除する施設については、この限りでない。
- ② 排水管の勾配　原則として2%以上確保するものとする。（Φ100mmの場合）
ただし、困難な場合は、1%以上とすることができます。
- ③ 排水管の管径

100mm以上とする。（排水人口150人以下の場合）ただし、建築物から排除される排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75mm以上とすることができます。

④ 排水管の土かぶり

宅地内 20cm、私道内 45cm以上

ただし、基準によりがたい場合は管の防護措置を施すこと。

⑤ 管径を異にする排水管の接続は管頂接合方式によること。

⑥ 排水管の直線部では、排水管の内径の120倍以下の間隔でますを設けること。

ただし、設備の保護等のためやむを得ぬと認められた場合に限り30m以内とすることができる。この場合、必ず事前に建設課で協議を行うこと。

イ ます

- ① 原則として污水ますとする。しかし、内径150mm以上の塩化ビニール製及びポリプロピレン製等でもよいとする。
- ② 特にトイレ用のますが最上流にある場合を除き、中間に位置するときは、ますに逆流防止のため段差のあるますを使用する。

ウ ますの設置箇所

- ① 排水管の起点及び終点（宅内最終ます）
- ② 排水管の会合点及び屈曲点
- ③ 排水管の管種、管径及び勾配が変化する箇所
- ④ 排水管の延長が内径の120倍を超えない範囲で維持管理上適切な箇所
- ⑤ 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障を来すおそれのある箇所

エ 掃除口

ますを設けがたいときは、内径100mm以上の掃除口に代えることができる。

オ 防臭装置

水洗便器、浴場、流し等汚水の流出箇所には、すべて器具トラップ等を設置しなければならない。

① トラップ

器具トラップは検査や掃除が容易にできるもので、封水深50～100mmとする。

② 2号トラップ

器具トラップによりがたい場合は2号トラップを設けること。

③ 床排水トラップ

床排水トラップは取りはずしができるストレーナを備えること。

④ 二重トラップ

いかなる器具にも二重トラップを設けてはならない。

カ 通気管

① 油脂販売店、自動車修理工場、自動車車庫、その他これらに類する引火又は爆発のおそれのある油脂を排出する場所においては、油脂しゃ断装置及びためますの単独の通気管を設けること。

② 二階以上の建物で二階以上の階に排水設備を設ける場合には、通気管を設けること。

③ 排水管に有臭、有毒ガスが滞留するおそれがある場合には、通気管を設けること。

キ 付属装置

① ごみよけ装置

下水の流通を妨げる固定物を排除するおそれがある場所（台所、浴室、洗濯場等）の吐口には、ごみよけ装置を取り付ける。（ストレーナーの網目間隔10mm以下）

② 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所には土砂が下水管に流入しないよう適当な大きさのサンドトラップを設けること。（洗車場、その他これに類する場所）

③ 油分離槽

自動車修理工場等、排水中に多量の油を含むおそれがある場合には油分離槽を設置すること。

④ 脂肪分離槽

料理店、ホテル、バーなどの調理場、その他脂肪を多量に排出する食品加工、製造工場などには脂肪分離槽を設置すること。

⑤ その他阻集器

事業所等において、毛髪、糸くず、布くず、プラスタ、その他の不溶性物質を排水する場合は、それぞれの不溶性物質に適応した阻集器を設置しなければならない。

ク 特定施設

特定事業場から下水を排除して下水道を使用する者は、条例に定める項目に関し、基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

ケ 除害施設

基準に適合しない下水を継続して排除するときは、除害施設の設置又は必要な措置をとること。規則で定める項目の水質、水量の下水については、設置しなくてよい。

コ ディスポーザー

食品くず処理機は、下水道の維持管理上次のような影響を与えるおそれがあるため、設置してはならない。

- ① 破碎くずが下水道管内に堆積、腐敗し、管渠閉塞や悪臭の原因となる。
- ② 凈化センターに対して負荷が高くなり、汚泥発生量が増大する。
- ③ 破碎くずを排出するため大量の水を使用することから、汚水量が増大する。

2 施工

(1) 排水管

ア 測量丁張

排水管の布設は丁張を設け既定の勾配を正確に測量し、水糸を張って排水管を布設すること。

イ 掘さく

- ① 掘さくはます間を不陸のないように一直線に根切りをし、一区間を同時に布設し埋め戻すこと。
- ② 掘さく箇所の土質、深さ、周囲の状況により必要に応じ土留を施さなければならない。なお、掘削深が1.5 mを超える場合は土留めを設置すること。

ウ 排水管の基礎

- ① 掘さく基面はタコ等で充分突きかためる。
- ② 地盤が軟弱な場合には、砂利、栗石で置き換え、必要に応じ土留を施さなければならない。
- ③ 路面荷重等の影響で管に支障を与えるおそれがある場合は、コンクリート防護工を施す。

エ 排水管の布設

- ① 管はソケットを上流に向け、下流から上流に向かって布設する。
- ② 枝付管、曲管などを布設する場合には、その方向、勾配に注意すること。
- ③ 管は管ダレ、不等沈下等凹凸のないように注意すること。

オ 排水管の接合

- ① 陶管、鉄筋コンクリート管の接合（ソケット付）管の接合は、ソケット内部下側にモルタルを敷き、挿口は管内面が食い違わないように、かつ、ソケット内に管を完全にさし込むようにていねいに据え付け、管目地はとくに底部がおろそかになりやすいので、入念に仕上げること。
- ② ビニール管の接合は、原則として、継手管を用いて接合するが、あらかじめ継手の深さを測り、接着面はボロ布で泥、ゴミ等を良く拭き取り接着剤を塗布し、あらかじめ測った継手の深さまで完全に挿入する。なお、ビニールパイプはコンクリートとなじみにくいので、ますとの接合箇所は特に入念に仕上げること。

カ 埋戻

管の布設後、目地モルタル等の硬化をまち、良質土をもって厚さ20cm毎に入念に突きかためながら埋め戻す。この場合布設した管が動かないように十分注意すること。

キ 排水管の固着箇所

排水設備を公共ますに固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は次のとおり。

- ① 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に管底高にくいちがいを生じないよう、かつ、ますの内壁に突き出ないようさし入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをし、その固着させた箇所からの漏水を防止する構造とすること。

(2) ます

ア ますの施工

- ① ますは地下水が浸透し、又は、汚水が漏水しないよう水密性に留意し、特にますと管の接合部は入念に施工すること。
- ② ますに接合する管は、ますの内側にはみ出さないように差し入れ、接合箇所及びますのブロック目地は漏水のないように十分目地モルタルを施すこと。
- ③ ますの内部に水道管、ガス管等他の埋設管を抱き込んで施工してはならない。
- ④ 塩化ビニール製及びポリプロレン製使用の場合も同じ。

イ インバート

- ① インバートの高さは排水管の頂点まで盛り上げ、下部は正しく半円形で、かつ、なめらかに仕上げること。
- ② 二階等高い所から流下して合流するインバートの対面肩は十分高くし、汚水が打ち上がらないようにすること。

(3) 水洗便所

ア 便槽処理

- ① 汚み取り便所の改造にあっては、し尿を完全に汲み取った後、便槽内を消毒したのち便槽の底を割り、浸透水が便槽内に滞留しないようにする。
- ② 便槽埋め立ては購入砂で埋め立てる。埋め立てる際は、20cm毎によく突き固め、将来沈下の起きないように施工する。

イ 器具の取付

- ① 便器の据付
便器の一部がコンクリート内に埋め込まれる場合には、コンクリート又はモルタルとの接触面にアスファルト等の緩和材を入れる。便器は所定の位置に正しく堅固に据え付け、便器の排便口と排便管の中心を一致させるように排便管を埋設する。

② 排便管の接続

便器と排便管の接続には、フランジを用いるか、モルタルパテ等を受口上端に隙間なく詰め込む等漏水のおそれがないように注意すること。

③ タンクの取付

タンクの取付には、水平かつ、くり返し使用に耐えうるよう堅固に取り付けること。

ウ 工事完了後の処置

工事完了後タンク、便器、排便管内の砂、モルタル、ゴミなどをていねいに除去すること。

図面の作成要領

1 位置図

区名、番地、公共施設等のわかりやすい住宅地図等

2 平面図

(1) 縮尺 1/100以上

(2) 申請地の境界線及び面積

ただし、申請地内に義務者を異にする土地があるときは、その相互の境界線及び面積

(3) 道路、建物、間取、排水設備等の位置、大きさ、材質及び名称の区別

(4) 排水設備等の名称、種別、位置、規格、材質、延長、勾配

3 縦断図

(1) 縮尺 縦は横の10倍以上

(2) 位置、名称、種別、規格、勾配、距離、地盤高、土被り、管底高

工事写真

1 着工前 (道路からの家屋全景・掘削前等)

2 設置完了 (桟・排管・器具等)

3 埋戻完了 (桟・排管等)

特殊な設備は、内部の状況などがわかる写真もとること。

4 既設の便槽及び浄化槽等 (着工前後・消毒・穴あけ・埋戻等)

5 完成後 (桟・排管等)

※写真については、A4判の台紙に整理し提出して下さい。デジタルカメラの使用も可とするが、
その場合は対象物が鮮明に確認できるように印刷すること。

設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大便器		トラップ付		VU	
小便器		トラップ付	硬質塩化ビニル管	VP	
浴場			硬質塩化ビニル 卵形管	EVP	
流し類			浄化槽		
洗濯機			宅内最終柵		
手洗器等			トラップ柵		
床排水口			敷地境界線		
トラップ			建物外壁		
掃除口			建物間仕切り		
露出掃除口			新設管		
阻集器等			既設管		
汚水ます		丸ます	撤去管		色を変更 すること
		角ます	通気管		
ドロップます (汚水)		丸ます	立管	○	
		角ます			
特殊ます					
雨水ます		丸ます			
		角ます			

様式第1号(第5条関係)

受付印  OO・4・1 00-11-1	<決裁年月日>			年月日
	課長	係長	係	員
	処理分区		供用開始年月日	年月日
個人番号		代表画地		
※ 確認番号				

排水設備等工事計画確認申請書

○年 4月 1日

大刀洗町長 殿

申請者住所 三井郡大刀洗町大字富多819

氏名 大刀洗 太郎

電話 0942-77-0101

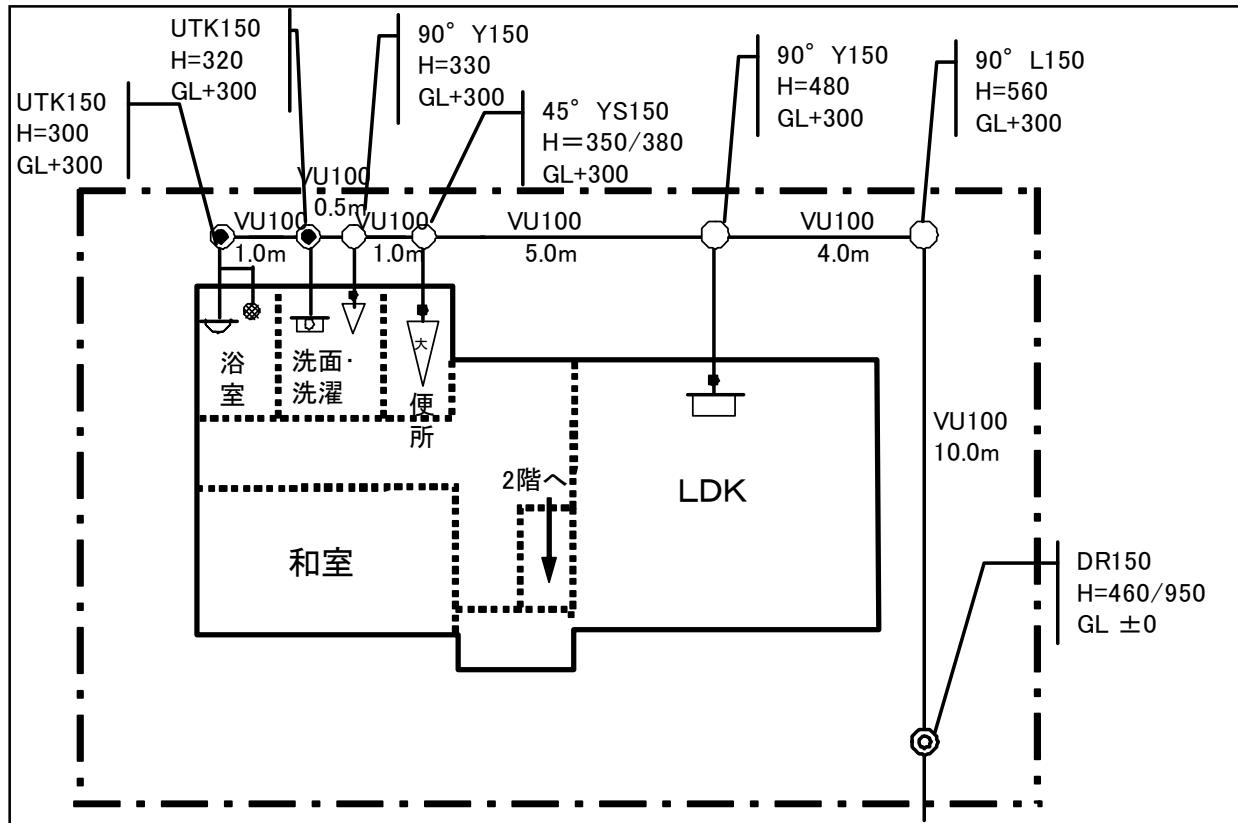
次のとおり申請します。

なお、この排水設備等工事について利害関係者との間に紛争または事故を生じた場合は、
私の責任において処理します。

設置場所	三井郡大刀洗町大字 富多819 番地			(行政区) 富多	建物用途 住宅・店舗・ビル 共同・工場・その他
家屋	※新築・増築・改築			承諾書	
排水設備	新設・増設・改設			土地 所有者	住所 氏名
※改造前	浄化槽・汲取・簡易水洗			家屋 所有者	住所 氏名
工事期間	着工予定	令和〇〇年 4月 10日			※申請者と同じ場合は 同上と記入し、押印は不要
	完了予定	令和〇〇年 5月 7日			
戸(棟)数	1戸	排水人口	4人	※使用水 の種別	水道・井戸 水道井戸併用・その他
除害施設	有・無	土地面積	300.01 m ²		
委任状				事業所メーター 設置申請	有・無
委任者住所 三井郡大刀洗町大字富多819 氏名 大刀洗 太郎				受益者負担金	現金・猶予・免除・その他
私は、この申請書に係る手続き等一切を 下記の者に委任します。					
※氏名は、個人は署名、法人は記名押印すること。 ※ 計画で基準に整合しない点や修正すべき点、その他施工 にあたって特に注意すべき点などを記載することがあります。 その他、連絡事項を記載することもありますので、確認 書を受領した場合は、この欄に注意してください。					
受任者住所	富多設備			※確認日	確認済証 OO. 4. 4 大刀洗町 下水道課
氏名	富多設備				
電話番号	0942-77-3063				
登録番号(第 07701 号)					
排水設備責任 技術者 氏名	下水一郎				
電話番号	090-1234-5678				

※携帯電話又は連絡先

計画図（平面図）の記載例（縦断図を添付しない場合）



注意事項

- 1 間取り等がわかるように、わかりやすく記載すること。
- 2 やむを得ぬ場合はノンスケールでもかまわないが、基本的には図面として記載すること。
- 3 排水設備に関する記載事項（新設・既設の別がわかるよう記載すること）
 - ・ますの種類
 - ・ますの深さ（縦断図を添付する場合は不要）
 - ・ますの蓋の高さ（縦断図を添付する場合は不要）
 - ・地盤高（縦断図を添付する場合は不要）
 - ・排水管の管径・延長
 - ・平面図の記号は記載例を参照して、正確に記入して下さい。

※対象者のみ

様式第3号 (第6条関係)

(早期水洗化用) 下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書							
○○年 4月 1日							
大刀洗町長 殿							
<p>受益者 住所 三井郡大刀洗町大字富多819 氏名 大刀洗 太郎 電話番号 0942-77-0101</p>							
<p>次の理由により受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第6条第2項の規定により申請します。</p>							
徴収猶予を受けようとする理由	早期に水洗化工事を行います。						
納付困難な理由	早期に水洗化工事を行い、町より交付されます排水設備設置費助成金を受益者負担金に充てたいと考えております。						
土地の状況	1 農 地 等	所 在 地 番	地 目	地 積 (m ²)			
	2 私 道 関 係	三井郡大刀洗町大字富多819	宅地	300.01			
	3 裁判上の係争地						
	4 災 害 ・ 盗 離						
	4 その他の事故						
	5 大刀洗町公共下水道事業排水設備設置費助成金申請関係						
	6 そ の 他						
()	計		300.01				
徴収猶予を受けたい金額	1	0	0	0	0	円 (○○ 年度)	
徴収猶予を受けたい期間	○○年 4月 1日から	○○年 3月 31日まで					
賦課年度	年度	整理番号					

様式第1号 (第4条関係)

(早期水洗化用) 助成金交付申請書																													
○○年 4月 1日																													
大刀洗町長 殿																													
申請人																													
住所 三井郡大刀洗町大字富多819																													
氏名 大刀洗 太郎																													
(電話) 0942-77-0101																													
<p>次のとおり排水設備設置助成金の交付を受けたいので大刀洗町公共下水道事業排水設備設置費助成金交付規程第4条の規定により申請します。</p> <p>なお、本助成金につきましては、受益者負担金徴収猶予申請書に記載しておりますように、下水道の受益者負担金に充てることについて承諾いたします。</p>																													
<p>申 請 事 項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 在 地 番 (大 刀 洗 町)</th> <th>地 目</th> <th>地 積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三井郡大刀洗町大字富多819</td> <td>宅地</td> <td>300 01</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>300 01</td> </tr> <tr> <td>助成金の交付申請額</td> <td colspan="3">100, 000円</td> </tr> <tr> <td>申請年度</td> <td>○○ 年度</td> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				所 在 地 番 (大 刀 洗 町)	地 目	地 積 (m ²)	三井郡大刀洗町大字富多819	宅地	300 01											計	300 01	助成金の交付申請額	100, 000円			申請年度	○○ 年度	整理番号	
所 在 地 番 (大 刀 洗 町)	地 目	地 積 (m ²)																											
三井郡大刀洗町大字富多819	宅地	300 01																											
	計	300 01																											
助成金の交付申請額	100, 000円																												
申請年度	○○ 年度	整理番号																											

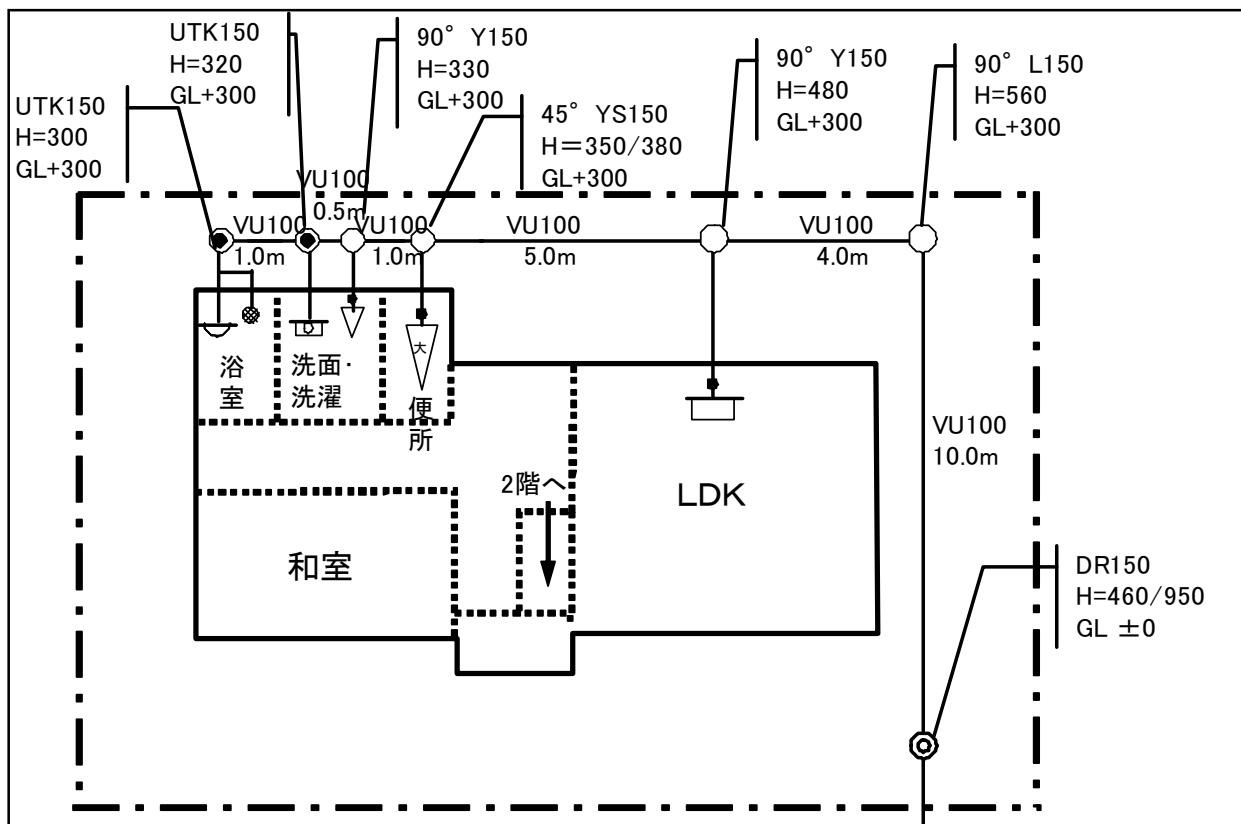
様式第2号(第6条関係)

水道	水栓番号		<決裁年月日> 年 月 日		
井戸	メーター番号		課長	係長	係員
					担当

排水設備等工事完了届						
○○年 4月 27日						
大刀洗町長殿						
住所 三井郡大刀洗町大字富多819						
氏名 大刀洗 太郎						
申請者名を記入						
工事が完了したので次のとおりお届けします。						
確認年月日 番号	○○年 4月 4日 確認番号 第 ○○-11-1 号					
設置場所	確認日を記入 確認番号を記入 三井郡大刀洗町大字 富多819 番地 行政区(富多)					
使用者名	使用者 住所 三井郡大刀洗町大字富多819 氏名 大刀洗 太郎					
種別	排水設備	新設 増設・改設	用途	実際の使用者名を記入 (住宅・店舗・共同・ビル・その他 事務所 建物 名称())		
改造前	浄化槽・汲取・簡易水洗		区分	戸数 1戸	排水人口 4人	使用水 井戸併用
工期	着工 完了	○○年 4月 10日 ○○年 4月 25日				
施工業者名	富多設備 電話番号: 0942-77-3063					
排水設備 責任技術者	登録番号(第07701号) 下水一郎 電話番号: 090-1234-5678					
検査年月日	年 月 日					
特記事項						

※氏名、施工業者名及び責任技術者は、個人は署名、法人は記名押印すること。

竣工図（平面図）の記載例（縦断図を添付しない場合）



注意事項

- 若干の変更であれば、赤黒等で新旧対象で記入
- 計画時と大きく異なった場合は図面を全てを新たに作成
- その他は計画図の注意事項を参照

※対象者のみ

様式第4号（第8条関係）

（早期水洗化用）

助成金交付請求書

〇〇年 4月 27日

大刀洗町長 殿

申請人

住所 三井郡大刀洗町大字富多819

氏名 大刀洗 太郎

（電話 0942-77-0101）

次のとおり排水設備設置助成金の交付を受けたいので大刀洗町公共下水道事業排水設備設置費助成金交付規程第8条の規定により請求します。

なお、本助成金につきましては、受益者負担金徴収猶予申請書に記載しておりますように、下水道の受益者負担金に充てることについて承諾いたします。

請求事項			
所在地番 (大刀洗町)	地目	地積 (m ²)	
三井郡大刀洗町大字富多819	宅地	300	01
	計	300	01
助成金の交付申請額	100,000 円		
請求年度	〇〇 年度	整理番号	〇〇-11-1

※氏名は、個人は署名、法人は記名押印すること。

様式第16号（第29条関係）

下水道施設の使用（開始・休止・廃止・再開）届

〇〇年 4月27日

大刀洗町長 殿

届出者
(使用者)

住 所 三井郡大刀洗町大字富多819

ふりがな たちあらい たろう

氏 名 大刀洗 太郎

次のとおり届けます。

電話番号 0942-77-0101

設置場所	大刀洗町 大字富多819		施設等の名称・アパート名・号室		
届出内容	開始 休止・廃止・再開		事実発生年月日	〇〇年 4月 25日	
使用している水の種類	上水道・井戸・ 上水道と井戸の併用		用途	一般家庭 ・一般家庭以外	
使用人員	人	上 水 道	井 戸		
		水栓番号	指針	メーター番号	指針
料金請求先	〒 氏名		※用途が一般家庭以外の場合は、該当する使用水の箇所に記入 電話番号		
連絡先	〒 氏名		電話番号		
下記の者は転入届をせずに一時的に居住しておりますので、届けます。 なお、届出内容に変更を生じましたら速やかにその旨をお届けします。					
氏名	※使用者と異なる場合に記入する ※使用者と異なる場合に記入する				
理由	※使用者と異なる場合に記入する 少ない場合は、別途、人員変更届（証拠書類も添付）の提出が必要。				
期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日				
※ 借家人（使用者）が下水道使用料の支払いを怠った場合、その債務について 誠意をもって協議いたします。					
所有者 (管理人)	住 所				
氏名	電話番号				
確認番号	処理分区	個人コード	お客様番号		

※氏名は、個人は署名、法人は記名押印すること。

その他書類

一般世帯の場合は下水道使用料が

世帯割額 1, 500円

世帯人員 一人あたり 600円となります。 (合計に消費税を加算)

この人数は住民票により確認致しますので、住民票をおいたままで転居されている場合や長期入院されている場合は【下水道使用料に係る世帯人員変更届出書】を提出する必要があります。

○○年 ○○月 ○○日

下水道使用料に係る 世帯人員変更届出書

大刀洗町長 殿

申請者 住所 大刀洗町大字富多819

氏名 大刀洗 太郎

※使用開始届に記入した【使用者】

下記の通り、転出転入届を提出せずに世帯人員に一時変更がありますので、届け出致します。
つきましては、下水道使用料に係る世帯人員の変更をお願い致します。なお、届出内容に変更を生じましたらすみやかにその旨をお届けします。

記

変更内容	増・減	新規	継続	終了
氏名	大刀洗 花子	※人員変更対象者		
生年月日 (増の場合)				
居住場所 (減の場合)	○○県○○市 (○○病院)			
変更の理由	入院のため			
期間 (予定)	○○年○○月○○日 ~ ○○年○○月○○日			

※減の場合は、賃貸住宅契約書などの写しを証明書類として添付すること。

※減の場合で、証明書類が添付できない場合は本欄の証明が必要。ただし、届出日の属する月以降の変更のみ認定する。

上記の者が、現在同居していないことを証明します。

住所	※ 証明する書類を添付した場合はこの欄は記入不要	年 月 日
職氏名	書類の例 ・ 入院の領収書の写し ・ アパート等入居先の契約書写し	

アパート・賃貸住宅の場合は、確認申請書と一緒に下の誓約書を提出してください。

誓 約 書

年 月 日

大刀洗町長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

管理会社 所 在 地 _____

会 社 名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

今般、大刀洗町大字 _____ 番地 _____

の下水道工事に伴い、排水設備工事計画確認申請書を提出いたしますが、下記の項目について誓約いたします。

- 1 下水道接続に伴い、下水道使用料支払義務が発生することについて、各入居者へ説明を行い、承諾を得ています。
- 2 工事が完了次第、すみやかに各入居者より下水道施設の使用開始届を提出させます。
- 3 下水道接続後、入居する者に対して、下水道使用料支払義務が発生することを説明し、すみやかに下水道施設の使用開始届を提出させます。
- 4 その他、下水道接続に伴って入居者と紛議が生じても、申請者、管理会社及び入居者で全て解決いたします。

浄化槽等が設置されている家屋などで、既設の排水管を利用する際は、勾配や排水管の内部状況を調査し、基準に満たない場合は、申請者と協議し、改築することが望ましいが、諸般の事情で既設排水管を利用する場合は、維持管理誓約書を提出すること。

(基準を満たした施設の場合は提出の必要はありません。)

維 持 管 理 誓 約 書

年 月 日

大刀洗町長 殿

申請者住所 :

氏名 :

設置場所 : 三井郡大刀洗町

今回、上記場所における排水工事につきまして、既存の排水管を利用し接続を計画しておりますが、計測したところ、必要な勾配が確保されていませんでした。

今後、このことにより詰まり等の問題が生じましても当方にて一切の処理を行い、異議申し立ていたしません。

指定工事店所在地 :

指定工事店名 :

印

責任技術者 :

建設課では、計画確認申請書に記載された工期で書類等の管理を行っていますので、工期が延長する際は、速やかに工期変更届を提出すること。

排水設備工事 工期変更届

年 月 日

大刀洗町長 殿

指定工事店名

印

排水設備
責任技術者名

下記の排水設備工事については、工期を変更しますので、お届けいたします。

記

1. 確認年月日 年 月 日

2. 確認番号 第 一 号

3. 設置箇所 三井郡大刀洗町大字

4. 申請者住所 三井郡大刀洗町大字

5. 申請者氏名

6. 変更工期 当初工期 年 月 日 完了予定
年 月 日 完了予定

7. 変更理由

※ その他詳細については、建設課に直接お尋ねください。